

教職員と生徒との連絡手段に係わる規程

(目的)

第1条 この規程は、教職員と生徒との連絡手段において、通信機器を使用する際の適切な管理と利用について必要な事項を定め、適正にして円滑な学校運営に資することを目的とする。

(個人情報の取得)

第2条 教職員が自己の判断で個人的に生徒の電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとする。

(教職員が取得できる個人情報)

第3条 教職員が取得できる個人情報の種類は、原則として生徒の携帯電話番号、SNSを含めた電子メールアドレス（以下「電話番号等」という。）とする。

(電話番号等を取得する対象となる範囲)

第4条 教職員が電話番号等を取得する対象となる範囲は、原則として担任をするホームルームや顧問をする部活動、課外活動での引率（委員会等）、進路活動で必要な生徒に限るものとする。

(教職員が提供できる情報)

第5条 教職員は、校務運営上必要な場合に限り、原則としてホームルームや顧問をする部活動、課外活動での引率（委員会等）、進路活動で必要な生徒に対して自己の電話番号等を提供することができる。その際は、必ず管理職員の許可を得ることとする。

(電話番号等の利用とその範囲)

第6条 教職員と生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という）を利用した連絡内容は、授業、ホームルーム、部活動、課外活動（委員会活動）、進路活動、安全上の緊急連絡とし、個人的な連絡等は行わない。

(私的な相談への対応)

第7条 教職員は、生徒から電話やメール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合は、生徒の生命に関わるなどの緊急を要する場合を除き、電話やメール等での相談は行わず、学校あるいは家庭訪問において、原則として、複数で直接面談することにより対応する。

(個人情報の削除)

第8条 教職員は、卒業等により使用しなくなった生徒の電話番号等を直ちに削除することとする。

附則

この規定は、平成27年6月23日から施行する。